

報告第三十三号

放棄した私債権の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）第十四条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年九月二十五日

江戸川区長 多田正見

私債権放棄調書（総括表）

1

| 債権の名称（担当部課） | 債権の額 | 債権の件数 |
|------------------------------------|-------------|-------|
| 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金 (健康部医療保険課) | 3,369,045 円 | 106 件 |
| 合 計 | 3,369,045 円 | 106 件 |

私債権放棄調書

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
 担当部課 健康部医療保険課

2

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | | |
|----|-----------|------------|------------|------------------|------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | | 備考 |
| 1 | 10,000 円 | 平成26年3月31日 | 昭和54年4月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成元年5月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 2 | 77,046 円 | 平成26年3月31日 | 昭和54年8月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成元年9月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 3 | 367 円 | 平成26年3月31日 | 昭和54年9月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成元年10月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 4 | 5,140 円 | 平成26年3月31日 | 昭和54年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成元年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 5 | 15,198 円 | 平成26年3月31日 | 昭和55年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成2年2月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 6 | 456,016 円 | 平成26年3月31日 | 昭和55年11月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成2年12月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 7 | 200,821 円 | 平成26年3月31日 | 昭和55年12月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年1月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 8 | 29,863 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年2月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年3月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 9 | 26,722 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年2月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年3月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 10 | 482 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年5月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年6月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 11 | 198,978 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年6月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年7月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 12 | 139,818 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年7月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年8月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 13 | 18,000 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年8月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年9月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 14 | 3,077 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年10月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 15 | 1,088 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年10月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 16 | 17,653 円 | 平成26年3月31日 | 昭和56年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成3年11月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 17 | 143 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成4年2月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 18 | 46,107 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成4年2月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 19 | 3,866 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年2月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成4年3月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 20 | 11,728 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) | 平成4年5月17日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
 担当部課 健康部医療保険課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|------------|------------|-----------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 21 | 59,642 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年5月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 22 | 2,351 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年5月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 23 | 31,879 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年5月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 24 | 14 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年5月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年6月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 25 | 29,242 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年5月6日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年6月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 26 | 8,208 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年7月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年8月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 27 | 45,399 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年7月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年8月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 28 | 14,126 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年8月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年9月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 29 | 1,360 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 30 | 1,741 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 31 | 23,663 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年11月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成4年12月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 32 | 15,784 円 | 平成26年3月31日 | 昭和57年12月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年1月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 33 | 14,460 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年5月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 34 | 12,591 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年5月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年6月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 35 | 828 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年5月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年6月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 36 | 115,223 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年7月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年8月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 37 | 34,640 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年8月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年9月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 38 | 1,016 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年10月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 39 | 31 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年10月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 40 | 40 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年10月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成5年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
 担当部課 健康部医療保険課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|-----------|------------|------------|-----------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 41 | 679 円 | 平成26年3月31日 | 昭和58年12月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年1月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 42 | 109,573 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年2月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 43 | 10,920 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年2月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年3月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 44 | 23,522 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年4月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年5月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 45 | 1,159 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年5月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年6月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 46 | 20,932 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年5月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年6月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 47 | 8,450 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年6月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年7月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 48 | 8,450 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年7月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年8月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 49 | 8,450 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年8月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年9月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 50 | 8,450 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年9月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年10月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 51 | 22,318 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成6年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 52 | 3,616 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年12月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年1月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 53 | 20,392 円 | 平成26年3月31日 | 昭和59年12月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年1月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 54 | 11,438 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年2月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 55 | 43,122 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年2月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 56 | 12,309 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年2月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年3月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 57 | 15,094 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年2月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年3月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 58 | 5,872 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年2月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年3月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 59 | 7,517 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年5月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 60 | 16,154 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年4月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年5月12日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
 担当部課 健康部医療保険課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|----|----------|------------|------------|-------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 61 | 17,944 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年6月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年7月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 62 | 7,500 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年8月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年9月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 63 | 13,215 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年9月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年10月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 64 | 69,509 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年9月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年10月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 65 | 7,500 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 66 | 7,500 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年10月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成7年11月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 67 | 7,500 円 | 平成26年3月31日 | 昭和60年12月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成8年1月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 68 | 34,432 円 | 平成26年3月31日 | 昭和61年8月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成8年9月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 69 | 67,045 円 | 平成26年3月31日 | 昭和61年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成8年10月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 70 | 18,939 円 | 平成26年3月31日 | 昭和61年11月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成8年12月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 71 | 8,000 円 | 平成26年3月31日 | 昭和61年12月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成9年1月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 72 | 7,662 円 | 平成26年3月31日 | 昭和61年12月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成9年1月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 73 | 15,761 円 | 平成26年3月31日 | 昭和62年1月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成9年2月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 74 | 20,632 円 | 平成26年3月31日 | 昭和62年1月5日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成9年2月16日 | 債務者 江戸川区民 |
| 75 | 32,000 円 | 平成26年3月31日 | 昭和62年2月2日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成9年3月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 76 | 15,118 円 | 平成26年3月31日 | 昭和62年2月2日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成9年3月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 77 | 18,623 円 | 平成26年3月31日 | 昭和62年8月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成9年9月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 78 | 6,582 円 | 平成26年3月31日 | 昭和63年1月4日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成10年2月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 79 | 10,135 円 | 平成26年3月31日 | 昭和63年3月1日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成10年4月13日 | 債務者 江戸川区民 |
| 80 | 20,189 円 | 平成26年3月31日 | 昭和63年9月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成10年10月14日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
 担当部課 健康部医療保険課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | 備考 |
|-----|-----------|------------|------------|--------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | |
| 81 | 148,349 円 | 平成26年3月31日 | 平成元年2月1日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成11年3月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 82 | 133,577 円 | 平成26年3月31日 | 平成元年5月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成11年6月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 83 | 17,245 円 | 平成26年3月31日 | 平成元年10月2日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成11年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 84 | 23,437 円 | 平成26年3月31日 | 平成5年10月15日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成15年11月26日 | 債務者 江戸川区民 |
| 85 | 6,144 円 | 平成26年3月31日 | 平成6年11月16日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成16年12月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 86 | 4,722 円 | 平成26年3月31日 | 平成6年11月16日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成16年12月27日 | 債務者 江戸川区民 |
| 87 | 15,967 円 | 平成26年3月31日 | 平成7年3月1日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成17年4月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 88 | 5,183 円 | 平成26年3月31日 | 平成8年7月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成18年8月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 89 | 21,096 円 | 平成26年3月31日 | 平成8年7月1日 | 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 平成18年8月14日 | 債務者 江戸川区民 |
| 90 | 118,898 円 | 平成26年3月31日 | 平成11年4月1日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成21年5月18日 | 債務者 江戸川区民 |
| 91 | 7,117 円 | 平成26年3月31日 | 平成11年9月14日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成21年10月25日 | 債務者 江戸川区民 |
| 92 | 14,152 円 | 平成26年3月31日 | 平成12年4月3日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成22年5月19日 | 債務者 江戸川区民 |
| 93 | 15,138 円 | 平成26年3月31日 | 平成12年5月31日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成22年7月11日 | 債務者 江戸川区民 |
| 94 | 17,000 円 | 平成26年3月31日 | 平成12年6月1日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成22年7月12日 | 債務者 江戸川区民 |
| 95 | 6,432 円 | 平成26年3月31日 | 平成12年10月2日 | 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 平成22年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 96 | 7,501 円 | 平成26年3月31日 | 平成12年10月2日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成22年11月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 97 | 91,989 円 | 平成26年3月31日 | 平成12年12月1日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成23年1月15日 | 債務者 江戸川区民 |
| 98 | 118,000 円 | 平成26年3月31日 | 平成13年7月4日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成23年8月17日 | 債務者 江戸川区民 |
| 99 | 2,307 円 | 平成26年3月31日 | 平成14年4月8日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成25年4月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 100 | 73,000 円 | 平成26年3月31日 | 平成14年6月7日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成25年4月10日 | 債務者 江戸川区民 |

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
 担当部課 健康部医療保険課

| 番号 | 債権の額 | 放棄決定日 | 放棄した事由等 | | |
|-----|-------------|------------|------------|-------------------------------|-----------|
| | | | 債権発生日 | 事由 | 備考 |
| 101 | 1,295 円 | 平成26年3月31日 | 平成14年6月10日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成25年4月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 102 | 6,670 円 | 平成26年3月31日 | 平成14年9月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成25年4月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 103 | 17,340 円 | 平成26年3月31日 | 平成14年9月9日 | 時効(条例第14条第1項第3号) 平成25年4月10日 | 債務者 江戸川区民 |
| 104 | 4,936 円 | 平成26年3月31日 | 平成14年9月9日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成24年9月20日 | 債務者 江戸川区民 |
| 105 | 12,797 円 | 平成26年3月31日 | 平成15年3月10日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成25年4月22日 | 債務者 江戸川区民 |
| 106 | 40,199 円 | 平成26年3月31日 | 平成15年3月10日 | 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成25年4月22日 | 債務者 江戸川区民 |
| 計 | 3,369,045 円 | | | | |